

するなど、ユニット型施設の整備割合が高まっていくようにする取組が求められる。

2 設備の基準（基準第55条）

(1) 基準第55条第6項第1号は、地域密着型特別養護老人ホームにあつては入所者や職員が少数であることから、廊下幅の一律の規制を緩和したものである。

ここでいう「廊下の一部の幅を拡張すること等により、入所者、職員等の円滑な往来に支障が生じないと認められるとき」とは、アルコーブを設けることなどにより、入所者、職員等がすれ違う際にも支障が生じない場合を想定している。

また、「これによらないことができる。」とは、建築基準法等他の法令の基準を満たす範囲内である必要がある。

このほか、地域密着型特別養護老人ホームの廊下の幅については、第2の1の(5)及び療養病床等を有する病院等を平成24年3月31日までの間に転換する場合は第2の1の(3)の⑦を準用する。

(2) 基準第55条第7項で定める「密接な連携を確保できる範囲内」とは、通常の交通手段を利用して、おおむね20分以内で移動できることを目安とする。

(3) 療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成24年3月31日までの間に転換する場合における食堂及び機能訓練室については、第2の1の(3)の⑤及び⑥を準用する。なお、第2の1の(3)の⑤及び⑥2について、当該転換を行って開設する特別養護老人ホームがサテライト型居住施設の場合にあつては、機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りることとする。

(4) 地域密着型特別養護老人ホームにおける設備の基準については、前記の(1)から(3)によるほか、第2の1 ((5)及び(3)を除く。)を準用する。この場合において、第2の1中「第11条」とあるのは「第55条」と読み替えるものとする。

3 職員数

(1) 職員については、適切な地域密着型特別養護老人ホームの運営が確保されるよう、第56条に定めるところにより、それぞれ必要な職員数を確保すること。

(2) サテライト型居住施設の生活相談員及び看護職員は、常勤換算方法で1以上の基準を満たしていれば非常勤の者であっても差し支えない。

(3) サテライト型居住施設は、本体施設との密接な連携が図られるものであることを前提として人員基準の緩和を認めており、本体施設の職員によりサテライト型居住施設の入所者に対する処遇等が適切に行われることを要件として、次に掲げるサテライト型居住施設の職員については以下の基準によるものとする。

① 医師については、本体施設の医師が入所者全員の病状等を把握し施設療養全体の管理に責任を持つ場合であつて、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。

② 生活相談員については、本体施設（介護老人保健施設に限る。）の支援相談員によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型居住施設の入所者に

- 適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。また、本体施設が指定介護老人福祉施設の場合にあつては、(2)によるものとする。
- ③ 栄養士については、本体施設（診療所を除く。）の栄養士によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。
- ④ 機能訓練指導員については、本体施設（特別養護老人ホーム又は介護老人保健施設に限る。）の機能訓練指導員又は理学療法士若しくは作業療法士によるサービス提供が、本体施設及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。（基準第131条第8項）
- ⑤ 調理員、事務員その他職員については、本体施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は診療所に限る。）の調理員、事務員その他職員、調理員、事務員その他の従業者又は事務員その他の従業者によるサービス提供が、本体施設の入所者又は入院患者及びサテライト型居住施設の入所者に適切に行われると認められるときは、これを置かないことができる。（基準第131条第8項）
- (4) 地域密着型特別養護老人ホームに指定短期入所生活介護事業所、指定通所介護事業所、併設型指定認知症対応型通所介護事業所等が併設される場合については、処遇等が適切に行われる場合に限り、それぞれ次のとおり人員基準の緩和を認めている。
- ① 指定短期入所生活介護事業所又は指定介護予防短期入所生活介護事業所に置かないことができる人員
- ・ 医師
 - ・ 生活相談員
 - ・ 栄養士
 - ・ 機能訓練指導員
 - ・ 調理員、事務員その他の職員
- ② 指定通所介護事業所又は指定介護予防通所介護事業所に置かないことができる人員
- ・ 生活相談員
 - ・ 機能訓練指導員
- ③ 指定認知症対応型通所介護事業所又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に置かないことができる人員
- ・ 生活相談員
 - ・ 機能訓練指導員
- (5) 地域密着型特別養護老人ホームには、指定居宅サービス事業所や他の指定地域密着型サービス事業所を併設することができるが、指定短期入所生活介護事業所等を併設する場合は、施設全体が地域密着型サービスの趣旨に反して過大なものとならないよう、併設する指定短期入所生活介護事業所等の入所定員は、

当該地域密着型特別養護老人ホームの入所定員を上限とする。

なお、地域密着型特別養護老人ホームに指定通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所等を併設する場合は、特に定員の上限はない。

- (6) 平成18年4月1日に現に併設する指定短期入所生活介護事業所等の定員が地域密着型特別養護老人ホームの定員を超えているもの（建築中のものを含む。）については、第56条第13項の規定は適用しない。この場合において、平成18年4月1日に現に基本設計が終了している事業所又はこれに準ずると認められるものについても、同日に現に「建築中のもの」として取り扱って差し支えない。なお、「これに準ずると認められるもの」とは、平成18年4月1日に現に指定短期入所生活介護事業所等の事業者が確定しており、かつ、当該事業者が当該事業の用に供する用地を確保しているものであって、平成18年度中に確実の建物の着工が見込まれる程度に具体的な構想に至っていると市町村長が認めるものをいうものとする。

- (7) 基準第56条第14項は、指定小規模多機能型居宅介護事業所と地域密着型特別養護老人ホーム双方に、それぞれの人員に関する基準を満たす職員を置いているときは、職員はそれぞれの事業所の業務に従事できるということであり、地域密着型特別養護老人ホームに移行してからもなじみの関係を保てるよう、指定小規模多機能型居宅介護事業所と当該地域密着型特別養護老人ホームは、人員としては一体のものとして、運営することを認めたものである。

4 介護

- (1) 基準第57条第7項の規定は、常時1人以上の介護職員に従事させればよいこととしたものであり、非常勤の介護職員でも差し支えない。
- (2) 地域密着型特別養護老人ホームにおける介護については、前記の(1)によるほか、第4の4の(1)から(6)までを準用する。この場合において、第4の4中「第16条」とあるのは「第57条」と読み替えるものとする。

5 地域との連携等

- (1) 基準第58条第1項に定める運営推進会議は、地域密着型特別養護老人ホームが、入所者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による入所者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するものであり、地域密着型特別養護老人ホームが自ら設置すべきものである。

この運営推進会議は、地域密着型特別養護老人ホームの認可申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となるものである。

また、地域の住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられる。

なお、地域密着型特別養護老人ホームと指定小規模多機能型居宅介護事業所等を併設している場合においては、1つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えない。

- (2) 運営推進会議における報告等の記録は、2年間保存しなければならない。
- (3) 基準第58条第3項は、地域密着型特別養護老人ホームの運営が地域に開かれたものとして行われるよう、地域密着型特別養護老人ホームは、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。
- (4) 同条第4項は、基準第2条第4項の趣旨に基づき、介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めることを規定したものである。なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

6 準用

基準第59条の規定により、第2条から第9条まで、第12条の2から第15条まで、第17条から第29条まで及び第31条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用されるものであるため、第1の1から9まで、並びに第4の1から3まで、5から15まで及び17を参照すること。

第8 ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム

1 第6章の趣旨

「ユニット型」の地域密着型特別養護老人ホームは、小規模でより地域に密着した居住環境の下で、居宅における生活に近い日常生活の中でケアを行うことに特徴があり、これまでのユニット型特別養護老人ホームとは一部異なることから、その設備及び運営に関する基準については、第6章の定めるところによるものである。

2 設備

ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける設備については、第2の1((5)及び(13)を除く。)、第5の4及び第7の2((3)を除く。)を準用する。

3 介護

- (1) 基準第62条第8項の規定は、常時1人以上の介護職員を従事させればよいこととしたものであり、非常勤の介護職員でも差し支えない。
- (2) ユニット型地域密着型特別養護老人ホームにおける介護については、前記の(1)によるほか、第4の4の(3)から(6)までを準用する。

4 準用

基準第63条の規定により、第3条から第6条まで、第8条、第9条、第12条の2から第14条まで、第18条、第20条から第23条まで、第26条から第29条まで、第31条、第33条、第34条、第36条、第38条から第41条まで及び第58条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用されるものであるため、第1の2から5まで及び7から9まで、第4の1、2((2)を除く。)、6、8から10まで及び12から15まで、並びに第7の5を参照すること。

第9 一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム

1 第7章の趣旨

一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準については、第7章の定めるところによるものである。

2 一部ユニット型地域密着型特別養護老人ホームのユニット部分については第8に、また、それ以外の部分については第7に、それぞれ定めるところによる。

大

写

老高発0930第1号

老老発0930第1号

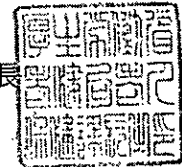
平成22年9月30日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省老健局高齢者支援課長



老人保健課長



「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」等の一部改正について

今般、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第三十九号）、「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十号）、「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十一年厚生省令第四十一号）及び「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部が平成22年9月30日に改正されることに伴い、関係通知の一部を別添のとおり改正することとしたので、御了知の上、管下市町村及び関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺憾のないようにされたい。

○ 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に関する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成十二年三月八日老人サービス等（別紙1））

改正後

現行

第二 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表

3 (6) 指定短期入所療養介護費を算定するための基準について
 イ 指定短期入所療養介護費は、施設基準第十八号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。
 c 施設基準第十八号ハに規定する指定短期入所療養介護費（平成十一年厚生省令第四十一号第一項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設（平成十一年厚生省令第四十一号第一項第一号イ(3)(i)、第四十号第一号イ(3)(i)若しくは第四十一号第一項第一号イ(3)(i)）の利用率に對して行われるものであること。

d 施設基準第十八号ニに規定する指定短期入所療養介護費（介護老人保健施設基準第四十一号第一項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九号第一項第一号イ(3)(i)、第四十号第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一号第一項第一号イ(3)(i)）を算定するに当たっては、施設基準第十八号ハに規定する指定短期入所療養介護費（平成十一年厚生省令第四十一号第一項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設（平成十一年厚生省令第四十一号第一項第一号イ(3)(i)、第四十号第一号イ(3)(i)若しくは第四十一号第一項第一号イ(3)(i)）の利用率に對して行われるものであること。

第二 居宅サービス単位数表（短期入所生活介護費から特定施設入居者生活介護費に係る部分に限る。）及び施設サービス単位数表

3 (6) 指定短期入所療養介護費を算定するための基準について
 イ 指定短期入所療養介護費は、施設基準第十八号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。
 c 施設基準第十八号ハに規定する指定短期入所療養介護費（平成十一年厚生省令第四十一号第一項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設（平成十一年厚生省令第四十一号第一項第一号イ(3)(i)、第四十号第一号イ(3)(i)若しくは第四十一号第一項第一号イ(3)(i)）の利用率に對して行われるものであること。

d 施設基準第十八号ニに規定する指定短期入所療養介護費（介護老人保健施設基準第四十一号第一項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設基準第三十九号第一項第一号イ(3)(i)、第四十号第二項第一号イ(3)(i)若しくは第四十一号第一項第一号イ(3)(i)）を算定するに当たっては、施設基準第十八号ハに規定する指定短期入所療養介護費（平成十一年厚生省令第四十一号第一項第一号イ(3)(i)又は指定介護療養型医療施設（平成十一年厚生省令第四十一号第一項第一号イ(3)(i)、第四十号第一号イ(3)(i)若しくは第四十一号第一項第一号イ(3)(i)）の利用率に對して行われるものであること。

イ(3)(i)を満たすものを除く。)の利用者に対して行われるものであること。

- 6 介護保健施設サービス費を算定するための基準について
(5) 介護保健施設サービス費は、施設基準第四十六号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。
ハ 施設基準第四十六号ハに規定する介護保健施設サービス費
介護保健施設サービス費が、ユニットに属する居室(介護老人保健施設基準第四十一項第一号イ(3)(i)を満たすものに限る。) (「ユニット型個室」という。)の入居者に対して行われるものであること。

ニ 施設基準第四十六号ニに規定する介護保健施設サービス費
介護保健施設サービス費が、ユニットに属する居室(介護老人保健施設基準第四十一項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限る。) (「ユニット型個室」という。) (「ユニット型個室」を含む。)の入居者に対して行われるものであること。

- 7 介護保健施設サービス費を算定するための施設基準について
(9) 所定単位数を算定するための施設基準について
療養型介護療養施設サービス費、診療所型介護療養施設サービス費又は認知症疾患型介護療養施設サービス費のそれぞれ所定単位数を算定するためには、看護職員及び介護職員の員数が所定の員数以上配置されることと、次に掲げる基準を満たす必要があること。

① 療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット療養型介護療養施設サービス費又はユニット療養型経過型介護療養施設サービス費(施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号ニからハへまで)療養病棟の病室が、次の基準を満たすこと。
b ユニット型の場合
(c) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
(i) 一〇・六五平方メートル以上とすること。ただし、(a)ただし書の場合にあっては、二一・三平方メートル以上とすること。
(ii) ユニットに属さない病室を改修したものにについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていないこと。

- 6 介護保健施設サービス費を算定するための基準について
(5) 介護保健施設サービス費は、施設基準第四十六号に規定する基準に従い、以下の通り、算定すること。
ハ 施設基準第四十六号ハに規定する介護保健施設サービス費
介護保健施設サービス費が、ユニットに属する居室(介護老人保健施設基準第四十一項第一号イ(3)(i)を満たすものに限る。) (「ユニット型個室」を含む。)の入居者に対して行われるものであること。

ニ 施設基準第四十六号ニに規定する介護保健施設サービス費
介護保健施設サービス費が、ユニットに属する居室(介護老人保健施設基準第四十一項第一号イ(3)(ii)を満たすものに限る。) (「ユニット型個室」という。) (「ユニット型個室」を含む。)の入居者に対して行われるものであること。

- 7 介護保健施設サービス費を算定するための施設基準について
(9) 所定単位数を算定するための施設基準について
療養型介護療養施設サービス費、診療所型介護療養施設サービス費又は認知症疾患型介護療養施設サービス費のそれぞれ所定単位数を算定するためには、看護職員及び介護職員の員数が所定の員数以上配置されることと、次に掲げる基準を満たす必要があること。

① 療養型介護療養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設サービス費、ユニット療養型介護療養施設サービス費又はユニット療養型経過型介護療養施設サービス費(施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号ニからハへまで)療養病棟の病室が、次の基準を満たすこと。
b ユニット型の場合
(c) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
(i) 一三・二平方メートル以上を標準とすること。ただし、(a)ただし書の場合にあっては、二一・三平方メートル以上を標準とすること。
(ii) ユニットに属さない病室を改修したものにについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていないこと。

② 診療所型介護療養施設サービス費又はユニツト型診療所型介護療養施設サービス費（施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号手及びびり）

イ 療養病室が、次の基準を満たすこと。

b ユニツト型の場合

(c) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
(i) 一〇・六五平方メートル以上とする。ただし、(a)ただし書の場合にあつては、二一・三平方メートル以上とする。

(ii) ユニツトに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていないこと。

同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

② 診療所型介護療養施設サービス費又はユニツト型診療所型介護療養施設サービス費（施設基準第五十二号において準用する施設基準第十二号手及びびり）

イ 療養病室が、次の基準を満たすこと。

b ユニツト型の場合

(c) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。
(i) 二一・三平方メートル以上を標準とすること。ただし、(a)ただし書の場合にあつては、二一・三平方メートル以上を標準とすること。

(ii) ユニツトに属さない病室を改修したものについては、一〇・六五平方メートル以上とする。ただし、(a)ただし書の場合にあつては、二一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提とした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えないこと。

改正後	現行
<p>第五 3 ユニツト型指定介護老人福祉施設 設備に関する要件（基準省令第四十条） (4) 居室（第一号イ） ⑤ 居室の床面積 ユニツト型指定介護老人福祉施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた算簡などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 ユニツト型個室 床面積は、一〇・六五平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。</p>	<p>第五 3 ユニツト型指定介護老人福祉施設 設備に関する要件（基準省令第四十条） (4) 居室（第一号イ） ⑤ 居室の床面積 ユニツト型指定介護老人福祉施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近日常の生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた算簡などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 ユニツト型個室 床面積は、一三・二平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。 ここで「標準とする」とは、一三・二平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設が、その建物を同日以降平成十七年九月三十日までに改修してユニツトを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上的な制約など特別の事情によって当該面積を確保することが困難であると認められるときは、前期の趣旨を損なわない範囲で、一三・二平方メートル未満であつても差し支えないという趣旨である。 なお、平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設が同日において現に有しているユニツト（同日以降に改築されたものを除く。）にあつては、一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする。 また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするとときは二一・三平方メートル以上を標準としていくことについても、前記と同様の趣旨である。</p>
<p>ロ ユニツト型個室 ユニツトに属さない居室を改修してユニツトを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p>	<p>ロ ユニツト型個室 ユニツトに属さない居室を改修してユニツトを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上（居室内に洗面設備が設けられているときはその面積を含み、居室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とすること。この場合にあっては、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</p>

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのもは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切つて窓のない居室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されるといえず、準個室として認められないものである。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上とすること。

壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのもは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

居室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切つて窓のない居室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されるといえず、準個室として認められないものである。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上とすること。

このことについては、二一・三平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十五年四月一日に現に存する指定介護老人福祉施設が、その建物を同日以降に改修してユニットを造る場合に、現にある建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によつて当該面積を確保することが困難であると認められるときには、上記の趣旨を損なわない範囲で二一・三平方メートル未満であつても差し支えないという趣旨である。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

改正後	現行
<p>第五 3 ユニツト型介護老人保健施設設備の基準（基準省令第四十一条）</p> <p>(2) 設備の基準</p> <p>④ 療養室（第一号イ）</p> <p>ニ 療養室の面積等</p> <p>ユニツト型介護老人保健施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた算笥などの家具を持ち込むことを想定しており、療養室は次のいずれかに分類される。</p> <p>a ユニツト型個室</p> <p>一の療養室の床面積は、一〇・六五平方メートル以上（療養室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とするとともに、身の回りの品を保管することができ、設備は、必要に応じて備えれば足りることとしている。</p> <p>また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合には二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上とする。</p> <p>b ユニツト型個室</p> <p>ユニツトに属さない療養室を改修してユニツトを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上（療養</p>	<p>第五 3 ユニツト型介護老人保健施設設備の基準（基準省令第四十一条）</p> <p>(2) 設備の基準</p> <p>④ 療養室（第一号イ）</p> <p>ニ 療養室の面積等</p> <p>ユニツト型介護老人保健施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた算笥などの家具を持ち込むことを想定しており、療養室は次のいずれかに分類される。</p> <p>a ユニツト型個室</p> <p>一の療養室の床面積は、一三・二平方メートル以上（療養室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。）とするとともに、身の回りの品を保管することができ、設備は、必要に応じて備えれば足りることとしている。</p> <p>ここで「標準とする」とは、一三・二平方メートル以上とするところが原則であるが、平成十七年十月一日に、現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニツト（同日以降に改築されたものを除く。）にあっては、建物の構造や敷地上的の制約など特別の事情によつて当該面積を確保することが困難であると認められたときには、前記の趣旨を損なわない範囲で一三・二平方メートル未満であつても差し支えないとする趣旨である。</p> <p>なお、平成十七年十月一日に現に存する介護老人保健施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニツト（同日以降に改築されたものを除く。）にあっては、一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする。</p> <p>また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場合には二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準としており、床面積は、一〇・六五平方メートル以上とする。</p> <p>b ユニツト型個室</p> <p>ユニツトに属さない療養室を改修してユニツトを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上（療養</p>

室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とすこと。この場合において、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのもは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。療養室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない療養室を設けたとしても個室として認められない。また、療養室への入口が、複数の療養室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されたいとはいえず、個室として認められないものである。介護老人保健施設(建築中のものを含む。)が同日において現に有しているユニニット(同日以降に増築されたものを除く。)にあっては、一〇・六五平方メートル以上を標準(入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とする)とするときは二・三平方メートル以上を標準とするものであれば足りるものとする(「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」(平成十七年厚生労働省令第三十九号)附則第五条)。

ここで「標準とする」とは、一〇・六五平方メートル以上(入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とする)は二・三平方メートル以上とする。この原則であるが、平成十七年十月一日に、現に存する介護老人保健施設(建築中のものを含む。)が同日において現に有しているユニニット(同日以降に増築又は改築されたものを除く。)にあっては、建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によつて当該面積を確保することが困難であると認められたときには、前記の趣旨を損なわない範囲で一〇・六五平方メートル未満(入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とする)は二・三平方メートル未満)であつても差し支えないとする趣旨である。

室内に洗面所が設けられているときはその面積を含み、療養室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とすこと。この場合において、入居者同士の視線が遮断され、入居者のプライバシーが十分に確保されれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。壁については、家具等のように可動のもので室内を区分しただけのもは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。療養室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切って窓のない療養室を設けたとしても個室として認められない。また、療養室への入口が、複数の療養室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されたいとはいえず、個室として認められないものである。介護老人保健施設(建築中のものを含む。)が同日において現に有しているユニニット(同日以降に改築されたものを除く。)にあっては、一〇・六五平方メートル以上を標準とするものであれば足りるものとする。

入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人

部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準として
いることについては、二一・三平方メートル以上とするこ
とが原則であるが、平成十七年十月一日に現に存する介護
老人保健施設が、その建物を同日以降に改修してユニット
を造る場合に、現にある建物の構造や取地上的制約など特
別の事情によつて当該面積を確保することが困難であると
認められるときは、前記の趣旨を損なわない範囲で、二
一・三平方メートル未満であつても差し支えないという趣
旨である。

なお、ユニットに属さない療養室を改修してユニットを
造る場合に、療養室が a の要件を満たしていれば、ユニッ
ト型個室に分類される。

なお、ユニットに属さない療養室を改修してユニットを
造る場合に、療養室が a の要件を満たしていれば、ユニッ
ト型個室に分類される。

改正後	現行
<p>第五 ユニツト型介護療養型医療施設 3 設備の基準(基準省令第三十九号、第四十条及び第四十一条) (4) 病室の基準(第一号イ) ⑤ 病室の面積等 ユニツト型指定介護療養型医療施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入院患者は長年使用した筈などの家具を持ち込むことを想定しており、療養室は次のいずれかに分類される。 イ 一の病室の床面積は、一〇・六五平方メートル以上(病室内に洗面所が設けられているときは、その面積も含み、病室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とする。とともに、身の回りの品を保管することができ、必要に応じて備えれば足りることとしている。</p>	<p>第五 ユニツト型指定介護療養型医療施設 3 設備の基準(基準省令第三十九号、第四十条及び第四十一条) (4) 病室の基準(第一号イ) ⑤ 病室の面積等 ユニツト型指定介護療養型医療施設では、居室に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常生活の中でケアを行うため、入院患者は長年使用した筈などの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のいずれかに分類される。 イ 一の病室の床面積は、一・三平方メートル以上(病室内に洗面設備が設けられているときはその面積も含み、病室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)を標準とする。とともに、身の回りの品を保管することができ、必要に応じて備えれば足りることとしている。 ここでは「標準とする」とは、一・三・二平方メートル以上とすることが原則であるが、平成十七年十月一日に、現に存する指定介護療養型医療施設(建築中のものを含む。)が同日において現に有しているユニツト(同日以降に改築されたものを除く。)にあつては、建物の構造や敷地上的制約など特別の事情によつて当該面積を確保することが困難であると認められたときには、前記の趣旨を損なわない範囲で、一・三・二平方メートル未満であつても差し支えないとする趣旨である。 なお、平成十七年十月一日に現に存する指定介護療養型医療施設(建築中のものを含む。)が同日において現に有しているユニツト(同日以降に改築されたものを除く。)にあつては、一〇・六五平方メートル以上であれば足りるものとする。 また、入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二・一・三平方メートル以上とする。と。 ロ ユニツト型個室 ユニツトに属さない病室を改修してユニツトを造る場合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上(病室内に洗面設備が設けられているときはその面積も含み、病室内に便所が設けられているときはその面積を除く。)とすること。</p>

この場合にあっては、入院患者同士の視線が遮断され、入院患者のプライバシーが十分に確保されれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のものでも室内を区分しただけのもは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

病室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切つて窓のない病室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、病室への入り口が、複数の病室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されたいとはいえず、準個室として認められないものである。

なお、平成十七年十一月一日に現に存する指定介護療養型医療施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあっては、一〇・六五平方メートル以上を標準とするものであれば足りるものとする。

この場合にあっては、入院患者同士の視線が遮断され、入院患者のプライバシーが十分に確保されれば、天井と壁との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

壁については、家具等のように可動のものでも室内を区分しただけのもは認められず、可動でないものであって、プライバシーの確保のために適切な素材であることが必要である。

病室であるためには、一定程度以上の大きさの窓が必要であることから、多床室を仕切つて窓のない病室を設けたとしても準個室としては認められない。

また、病室への入り口が、複数の病室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されたいとはいえず、準個室として認められないものである。

なお、平成十七年十一月一日に現に存する指定介護療養型医療施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に改築されたものを除く。）にあっては、一〇・六五平方メートル以上を標準（入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは、二一・三平方メートル以上を標準）とするものであれば足りるものとする（「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（平成十七年厚生労働省令第三十九号）附則第七条）。

ここで、「標準とする」とは、一〇・六五平方メートル以上（入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上）とすること

が原則であるが、平成十七年十一月一日に、現に存する指定介護療養型医療施設（建築中のものを含む。）が同日において現に有しているユニット（同日以降に増築又は改築されたものを除く。）にあっては、建物の構造や敷地上の制約など特別の事情によつて当該面積を確保することが困難であると認められたときは、前記の趣旨を損なわない範囲で、一〇・六五平方メートル未満（入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル未満）であつても差し支えないとする趣旨である。

入院患者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上を標準としてい

事情によつて当該面積を確保することが困難であると認められるときには、前記の趣言を損なわない範囲で、二一・三平方メートル未満であつても差し支えないという趣旨である。

なお、ユニットに属さない病室を改修してユニットを造る場合に、病室がイの要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

○ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について (平成十八年三月三十一日老計発〇三三一一〇四・老振発〇三三一一〇四・老老発〇三三一一〇七) (抄) (別紙5)
 (傍線部分は改正部分)

新 旧	改 正 後
<p>第三六 地域密着型サービス 5 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ユニツト型指定地域密着型介護老人福祉施設 (2) 設備に関する要件 (基準第百六十条) ④ 居室(第一号イ) 二 居室の床面積等 ユニツト型指定地域密着型介護老人福祉施設では、居室 に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常の生 活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた單箭な どの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のい られかに分類される。 (イ) ユニツト型個室 床面積は、一〇・六五平方メートル以上 (居室内に洗面 設備が設けられ、その面積を含み、居室内に 便所が設けられ、その面積を除く。) とす ること。</p>	<p>第三六 地域密着型サービス 5 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ユニツト型指定地域密着型介護老人福祉施設 (2) 設備に関する要件 (基準第百六十条) ④ 居室(第一号イ) 二 居室の床面積等 ユニツト型指定地域密着型介護老人福祉施設では、居室 に近い居住環境の下で、居室における生活に近い日常の生 活の中でケアを行うため、入居者は長年使い慣れた單箭な どの家具を持ち込むことを想定しており、居室は次のい られかに分類される。 (イ) ユニツト型個室 床面積は、一〇・六五平方メートル以上 (居室内に洗面 設備が設けられ、その面積を含み、居室内に 便所が設けられ、その面積を除く。) とす ること。 また、入居者へのサービス提供上必要と認められる場 合に二人部屋とすると、二・三平方メートル以上と すること。</p>
<p>(ロ) ユニツト型準個室 ユニツトに属さない居室を改修してユニツトを造る場 合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上 (居 室内に洗面設備が設けられ、その面積を含み、居室内 に便所が設けられ、その面積を除く。)) とすること。この場合にあっては、入居者同士の視 線が遮断され、天井と壁との間に一定の隙間が生じてい ていなければならない。 壁については、家具等のように可動のもので室内を区 分しただけのものは認められず、可動でないものであつ て、プライバシーの確保のために適切な素材であること が必要である。 居室であることから、多床室を仕切つて窓のない居室を設 けたとしても準個室とは認められない。</p>	<p>(ロ) ユニツト型準個室 ユニツトに属さない居室を改修してユニツトを造る場 合であり、床面積は、一〇・六五平方メートル以上 (居 室内に洗面設備が設けられ、その面積を含み、居室内 に便所が設けられ、その面積を除く。)) とすること。この場合にあっては、入居者同士の視 線が遮断され、天井と壁との間に一定の隙間が生じてい ていなければならない。 壁については、家具等のように可動のもので室内を区 分しただけのものは認められず、可動でないものであつ て、プライバシーの確保のために適切な素材であること が必要である。 居室であることから、多床室を仕切つて窓のない居室を設 けたとしても準個室とは認められない。</p>

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されるとはいえず、準個室とは認められないものである。
入居者へのサービス提供上必要と認められる場合に二人部屋とするときは二一・三平方メートル以上とするこ

と。
なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が(イ)の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

また、居室への入口が、複数の居室で共同であったり、カーテンなどで仕切られているに過ぎないような場合には、十分なプライバシーが確保されるとはいえず、準個室とは認められないものである。

なお、ユニットに属さない居室を改修してユニットを造る場合に、居室が(イ)の要件を満たしていれば、ユニット型個室に分類される。

〔省 令〕

○会社計算規則の一部を改正する省令
（法務三三）

○株式会社日本政策投資銀行の会計に
関する省令の一部を改正する省令
（財務五〇）

○株式会社日本政策金融公庫の会計に
関する省令の一部を改正する省令
（財務・厚生労働・農林水産・経済
産業）

○指定介護老人福祉施設の人員、設備
及び運営に関する基準等の一部を改
正する省令（厚生労働一〇八）

○国民公園及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑管
理規則の一部を改正する省令
（環境二〇）

〔規 則〕

○公正取引委員会事務局組織規程の
一部を改正する規則（公正取引委三）

〔告 示〕

○共同募金会が募集する寄附金を寄附
金額控除額の控除の対象となる寄
附金として承認する件（総務三五五）

○消防用設備等の点検の基準及び消防
用設備等点検結果報告書に添付する
点検票の様式を定める件の一部を改
正する告示（消防庁一六）
○公証人法第七條ノ二第一項の規定に
よる指定の件（法務四九五）
○不動産登記規則等の一部を改正する
省令附則第三條第一項の規定に基
き事務を指定する件（同四九六）
○日本国に帰化を許可する件
（同四九七）

○国会議事堂等周辺地域及び外国公館
等周辺地域の静穏の保持に関する法
律に基づく告示（外務四二三）

○関税暫定措置法別表第一の六に掲げ
る物品の平成二十二年年度の初日から
平成二十二年八月三十一日までの輸
入数量を告示する件（財務三二五）
○平成二十二年年度の初日から平成二十
二年八月三十一日までの生鮮等牛肉
及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示す
る件（同三一六）

○平成二十二年年度の初日から平成二十
二年八月三十一日までの豚肉等並び
に生きている豚及び豚肉等の各輸入
数量を告示する件（同三一七）

○関税暫定措置法別表第一の六第三項
に係る物品についての平成二十二年
度における輸入数量に基づく特別緊
急関税の発動日を告示する件
（同三一八）

○各都道府県共同募金会が平成二十二
年十月一日から同年十二月三十一日
までの間に募集する寄附金を寄附金
控除の対象となる寄附金又は法人の
各事業年度の所得の金額の計算上損
金の額に算入する寄附金として承認
する件（同三一九）

○関税暫定措置法第八條の四第一項の
規定に基づき、特定特恵鉱工業産品
等について、輸入額等が限度額等を
超えることとなった特定特恵鉱工業
産品等及び月を告示する件
（同三二〇）

○認定特定非営利活動法人を公示する
件の一部を改正する件
（国税庁二七、二八）

○平成二十三年産あへんの収納価格
を定めた件（厚生労働三五九）
○平成二十三年産あへんの栽培区域及
び栽培面積を定めた件（同三六〇）

○保安林の指定をする件
（農林水産一六七九、一六九四）

○エネルギー環境適合製品の開発及び
製造を行う事業の促進に関する法律
に基づく需要開拓支援法人を指定し
た件（経済産業二二一）

○土地区画整理事業の事業計画の変更
を認可した件（国土交通一一二八）

○船舶安全法の規定に基づく事業場の
認定に関する規則第十七條第一項の
規定に基づき、整備規程の認可がそ
の効力を失った件（同二二九）

○新宿御苑及び千鳥ヶ淵戦没者墓苑の
公開日時等を定める件の一部を改正
する件（環境四七）

○道路に関する件
（東北地方整備局二三七）

○道路に関する件
（四国地方整備局九三、九四）

〔人事異動〕
内閣 法務省

〔皇室事項〕
官庁事項

〔官庁報告〕
官庁事項
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）

法 務
公証人任免（法務省）
再審による無罪判決の公示
（明石簡易裁判所）

産 業
日本工業規格
（経済産業省、国土交通省）

勞 働
最低賃金の改正決定に関する公示
（若手労働局最低賃金公示一、石川同
一、大阪同三、四、広島同）

〔公 告〕
諸事項

官庁
経済上の連携の強化に関する日本国
とメキシコ合衆国との間の協定附属
書一の日本国の表において関税の譲
許が一定の額を限度の基準として定
められている物品の輸入額、前払式
証券発行者の発行保証金に係る配当
表、建設業の許可の取消処分関係
裁判所

相続、失踪、除権決定、遺産、免責、
特別清算、会社更生、船舶所有者等
責任制限、再生関係

特殊法人等
独立行政法人都市再生機構関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

○厚生労働省令第八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十八條の四第一項及び第二項、第八十八條第一項及び第二項、第九十七條第一項から第三項まで並びに第一百十條第一項及び第二項並びに老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第十七條第一項の規定に基づき、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年九月三十日

厚生労働大臣 細川 律夫

指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

第四十條第一項第一号イ(3)(i)中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、「を標準」を削り、同号イ(3)(ii)中「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。

（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正）

第二条 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項第二号イ(3)(i)中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、「を標準」を削り、同号イ(3)(ii)中「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。

（指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第三十九條第二項第二号イ(3)(i)中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、「を標準」を削り、同号イ(3)(ii)中「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。

第四十條第二項第一号イ(3)(i)中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、「を標準」を削り、同号イ(3)(ii)中「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正）

第四条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第三十五條第四項第一号イ(4)(i)中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、「を標準」を削り、同号イ(4)(ii)中「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。

第六十一條第四項第一号イ(4)(i)中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、「を標準」を削り、同号イ(4)(ii)中「十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。

(指定他城密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第五案 指定他城密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第六十条第一項第一号イ③(イ)中「十三・二平方メートル」を「十・六五平方メートル」に改め、(ニ)を標準一を削り、同号イ③(ロ)中「十・六五平方メートル以上」とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあつては、「二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には」を削る。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の一部改正)

第六案 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成十七年厚生労働省令第百二十九号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「十・六五平方メートル以上」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準」を「「入居者同士の」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあつては、「二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入居者同士の」に改める。

附則第七条第一項中「十三・二平方メートル以上を標準」とあるのは「十・六五平方メートル以上」と、「十・六五平方メートル以上」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準」を「「入院患者同士の」とあるのは「十・六五平方メートル以上を標準とすること。ただし、(イ)ただし書の場合にあつては、「二十一・三平方メートル以上を標準とすること。これらの場合には、入院患者同士の」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。